

第 11 回 松田町 自治基本条例 審議会 レビュー

1 松田町 自治基本条例（素案）逐条解説【第 1 章から第 3 章まで】

- ① 【第 1 章 総則】における第 1 条（目的）の表現について、第 4 章の記載に合わせて、「町民の権利」を「町民の役割」とする。
また、文末表現を「～推進します」から「～の推進を目的とします」との表現に修正する。
- ② 【第 1 章 総則】の第 2 条（条例の位置付け）第 1 項の後半部分に関して、「尊重し、この条例を守り育て、～責務を負います。」の部分を、「～尊重します。」に修正する。
- ③ 【第 1 章 総則】の第 3 条（定義）の（5）まちづくりの記載で、「…実現に向けた行為をいいます」の部分については、「…実現に向けた活動をいいます」との表記に修正する。
- ④ 【第 1 章 総則】の第 3 条（定義）の（7）「参画」について、条例に示されていないので、「参加」に修正する。
- ⑤ 【第 2 章 自治の基本理念】の第 4 条に関して、「町政」は表現しなくても良いのではないかと指摘があり、ペンディング事項となっている。
- ⑥ 【第 3 章 まちづくりの基本原則】の第 5 条（情報共有の原則）に関して、第 1 項のみの記載とすることとした。
また、「…まちづくりを実現するために必要な情報の共有をする…」との記載で確定した。
- ⑦ 【第 3 章 まちづくりの基本原則】の第 6 条（参加の原則）、第 7 条（協働の原則）に関しては、全体の構成を見てから検討を行うこととした。

2 松田町 自治基本条例（素案）逐条解説【第4章】

- ① 【第4章 役割と責務】の第8条（町民の役割と責務）以降、文末表現が「～しなければなりません」となっており、もう少し柔らかい表現にすべきとの指摘があり、表現方法を検討することとした。

- ② その他の表現についても、委員より意見が出されてが、時間の関係上、確定することまではできなかつたため、次回より事前に意見提案をいただくこととした。

以上